

2020年12月21日

会員企業 各位

(一社) 大阪電業協会 専務理事

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する特別対応について（継続）

拝啓 平素は、本会事業活動へのご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症が拡大し、本会事業活動の中止や延期が続いており、会員企業の皆さまには多大なるご迷惑をおかけしております。

大阪府では、このところの感染拡大を受け、短期間で集中し、大阪全体で抑え込むための諸施策が打ち出されています。

つきましては、事務局では、12月3日から再実施しております特別対応を継続させていただきます。ご不便をおかけしますが、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

会員企業の皆さまにおかれましても、ご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、徹底した感染症予防対策の継続をお願い申し上げます。 敬具

#### 記

#### 1. 事業継続要員の交代出勤制とテレワークの導入

専務理事、事務局長を事業継続要員とし、日単位で交代勤務とします。

他の職員についても交代制としますが、可能なかぎり出勤自粛とします。

(感染症罹患発生による協会事務局の機能不全回避措置)

メールマガジン等在宅対応可能な業務は、テレワークに移行します。

但し、延期が難しく不可欠な業務については、当該時間帯のみ出勤とします。

#### 2. 時差出勤制の導入

出勤時刻を9時から10時に、退社時刻を17時から16時に変更します。

(通勤リスクの軽減措置)

9時～10時、16時～17時の間は、事業継続要員1名が対応します。

#### 3. 特別対応期間

12月21日(月)から1月11日(月)までとし、期間終了前に継続の是非を判断します。

以上